

奨学生規程

2001年4月1日 制定

2023年4月1日 改定

第1条 この会は、北海道勤労者医療協会綱領（以下勤医協綱領）の実現をめざす後継者を育成するために、この奨学生制度を定める。

この規程による奨学生は、勤医協に参加し発展させることを確信した学生と認められるものであり、勉学に励むと同時に、勤医協綱領を深くつかむための学習も行うものである。

第2条 奨学生適用種別は次による。

- ① 協会の必要とする職種の資格を得るための学校に在学中の学生であって、第1条にもとづく奨学生適用を希望するものとする。

第3条 この規程による奨学生を希望するものは、この規程を承認し、下記の書類を一括して理事長に申請する。

必要書類は、

- ① 奨学生申込書
- ② 履歴書（協会所定の様式）
- ③ 健康診断書（一般検診程度）
- ④ 奨学生になるにあたっての決意書
- ⑤ その他この会が必要と認めたもの。

第4条 奨学生は、この会に対して常に居所を明確にしなければならない。

奨学生は、この会の必要にもとづく学習、会議の招集があったときは積極的に参加するよう努めなければならない。

奨学生は、6ヶ月に1回は勉学の状況を理事長に報告しなければならない。

第5条 第4条にもとづく学習、会議、実習に来る際の交通費については、実費支給する。

第6条 奨学生は、別途「奨学貸付金規程」による貸付金を受けることができる。

第7条 第1条の目的、第2条の適用種別、および第4条の努力義務に反すると理事長が判断した場合は、奨学生適用を取り消すことがある。

第8条 採用にあたっては、別途、採用試験を行う。

第9条 奨学生適用について、この規程に定められていない事項については、そのつど理事長が決定する。

第10条 この規程は2023年4月1日より実施する。

この規程の改廃は理事長が行う。